

内閣府設置法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）（抄）	3
○宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）	5
○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）	7
○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（抄）	10
○原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	14
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）（抄）	15
○障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）（抄）	17
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	18
○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	20
○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	21

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〜十八（略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七（略）

七の二 防災に関する施策の推進に関する事

八〜十四の四（略）

十五 第七号の二から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六〜六十二（略）

（副大臣）

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条 内閣府に、大臣政務官二人を置く。

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、

- 3 政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

(設置)

- 2 第二十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議 不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。
- 2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十八条 削除

(国会への報告等)

- 2 第六十七条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第二十七条第二項、第二十九条、第五十二条第四項、第五十二条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十二条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第五十一条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

○復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十五条の規定 公布の日
- 二 第四条第二項第六号の規定及び附則第七条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第一条次に二条を加える改正規定（附則第一条の二第二項に係る部分に限る。）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百二十三号）第九条第二項の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 三 附則第十二条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
- 四 附則第十二条及び第十四条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
- 五 附則第三条第二項（同項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の項（第六十一条の六第二項及び第六十一条の七第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（内閣府設置法の一部改正）

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

第一条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の二及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第二条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 前条第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

（組織の構成の特例）

第一条の三 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「国家行政組織法」とあるのは、

「復興庁及び国家行政組織法」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(副大臣の定数等の特例)

第二条の二 第十二条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣(次項において「兼職復興副大臣」という。)を除き、三人とする。

2 第十三条第二項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務(大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

○宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）

（宇宙の平和的利用）

第一条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 抄

（本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等）

第一条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討）

第二条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

る。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)
第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

第一章 総則（第一条）

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 文部科学省の設置（第一条）

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務（第二条・第四条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

第二節 審議会等

第一款 設置（第六条）

第二款 科学技術・学術審議会（第七条）

第三款 宇宙開発委員会（第八条・第十七条）

第四款 国立大学法人評価委員会（第十八条）

第五款 放射線審議会（第十九条）

第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）

第二節 特別の機関（第二十一条・第二十四条）

第四節 地方支分部局（第二十五条）

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置（第二十六条）

第二款 任務及び所掌事務（第二十七条・第二十八条）

第一節 審議会等（第二十九条・第三十一条）

第二節 特別の機関（第二十一条）

第五章 雑則（第三十二条）

附則

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六十四（略）

六十五 宇宙の利用の推進に関すること。

六十六〜九十七 (略)

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

科学技術・学術審議会

宇宙開発委員会

2 (略)

第二款 宇宙開発委員会

(所掌事務)

第八条 宇宙開発委員会(以下この款において「委員会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。

二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

(組織)

第九条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十一条 委員長及び委員は、宇宙の開発に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、文部科学大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部科学大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部科学大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

- 第十二条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員の罷免)

第十三条 文部科学大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員長及び委員の服務)

第十四条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、文部科学大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員長及び委員の給与)

第十五条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（抄）

（機構の目的）

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（役員）の任命の際の宇宙開発委員会の同意等

第十一条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の範囲等）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- 二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基礎的研究開発を行うこと。
- 三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- 四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 七 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 八 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

（宇宙開発に関する長期的な計画）

第十九条 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。

（主務大臣の要求）

第二十四条 主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣
二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三 第十八条第一項に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣
四 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第二号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第六号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

2 総務大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第一号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・総務省令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第二十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定
二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十五条第二項の規定

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関し、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。
二 通則法第三十二条第二項後段（通則法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（財務大臣との協議）

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項又は第二十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第十九條の長期的な計画を定めようとするとき。
三 第二十一條第二項の規定により保険金額を定めようとするとき。
四 第二十二條第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則抄

（主務大臣等の特例）

第十五条 政令で定める人工衛星の運用が終了する日（以下この条において「終了日」という。）までの間（通則法第三十八条に規定する管理業務に関する事項にあつては終了日を含む事業年度の当該管理業務が終了する日までの間、事業年度又は中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する事項にあつてはそれぞれ終了日を含む事業年度又は中期目標の期間における当該評価が終了する日までの間）は、第二十二條第二項中「文部科学省及び総務省」とあるのは「文部科学省、総務省及び政令で定める府省」と、第二十六条第一項第二号及び第四号中「文部科学大臣及び総務大臣」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第二項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第四項ただし書中「文部科学省令・総務省令」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「及び総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「並びに総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」と、同条第二項中「総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

（政令への委任）

第十九条 附則第一條から第十五条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）抄

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一～六 （略）

（文部科学省設置法の一部改正）

第六十二条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

「第五款 放射線審議会（第十九条）

目次中「第十八条」を「第十八条・第十九条」に、

第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）

を「第五款 独立行政法人

評価委員会（第二十条）」に改める。

第四条第七十二号及び第七十三号を次のように改める。

七十二及び七十二 削除

第四条第七十四号中「関すること」の下に「（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関することを除く。）」を加える。

「国立大学法人評価委員会

第六条第二項中

を「国立大学法人評価委員会」に改める。

放射線審議会

第三章第二節第五款の款名を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第三章第二節第六款を同節第五款とする。

第二十五条第二項中「第七十一号から第七十五号まで」を「第七十一号、第七十四号、第七十五号」に改める。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（役員任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3・4（略）

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4（略）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2（略）

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

2（略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4・5（略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4・5（略）

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 (略)

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4・5 (略)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第二十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 (略)

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第二項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第二十五条 (略)

3 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
(略)

○障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九十号）（抄）

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条並びに附則第四条、第五条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二・三 （略）

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二十七条第二項の表中央障害者施策推進協議会の項中「中央障害者施策推進協議会」を「障害者政策委員会」に改める。

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一～二十一 (略)
- 二十二 宇宙開発委員会委員長
- 二十三～三十四 (略)
- 三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員
- 三十六～六十二 (略)
- 六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員
- 六十四～七十五 (略)

別表第一（第二条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
公害等調整委員会常勤の委員	一、〇六〇、〇〇〇円
中央労働委員会常勤の公益を代表する委員	
運輸安全委員会常勤の委員	
総合科学技術会議の常勤の議員	
原子力委員会委員長	
再就職等監視委員会委員長	
証券取引等監視委員会委員長	
公認会計士・監査審査会会長	
中央更生保護審査会委員長	
宇宙開発委員会委員長	
社会保険審査会委員長	
東宮大夫	
食品安全委員会の常勤の委員	九二六、〇〇〇円

原子力委員会の常勤の委員	
原子力安全委員会の常勤の委員	
情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員	
公益認定等委員会の常勤の委員	
証券取引等監視委員会委員	
公認会計士・監査審査会の常勤の委員	
地方財政審議会委員	
国地方係争処理委員会の常勤の委員	
電気通信紛争処理委員会の常勤の委員	
中央更生保護審査会の常勤の委員	
宇宙開発委員会の常勤の委員	
労働保険審査会の常勤の委員	
社会保険審査会委員	
運輸審議会委員	
土地鑑定委員会の常勤の委員	
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 (略)

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第二 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
(略) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書	(略) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
(略)	(略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（内閣府設置法の一部改正）

第十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「治安の確保」の下に、「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百二十一条に規定する事務

第四条第二項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に、「人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第二十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第二項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会
国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁
公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第二項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第二条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第一項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日まで
の間の項中「附則第一条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第二項に規
定する事務を掌理するものとする。
附則第五条第一号中「附則第一条第一項第一号」を「附則第二条第一項第一号」に改め、同条第一号中「附則第一条第二項」を「附
則第一条第二項」に改める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第三条中内閣法第十二条の改正規定、第五条のうち特定独立行政法人等の労働関係に関する法律目次の改正規定
及び同法第二十七条を同法第二十八条とし、同法第二十六条を同法第二十七条とし、同法第七章中同条の前に一条を加える改正規
定、第十一条の規定、第十三条中外務公務員法第八条の改正規定、第十五条の規定並びに第三十条中国家公務員制度改革基本法第
五条第四項の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第十条、第十二条第一項及び第二項、第
十五条第一項、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十四条第二項、第四項、第八項及び第七項、第二十五条第二項から第五項
まで、第三十条並びに第三十一条第一項の規定 公布の日

二 第一条中国家公務員法附則第十六条の改正規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一
条第一号に掲げる規定の施行の日